

日本赤十字社舞鶴赤十字病院 手術室AHU8、9、10系統修繕請負工事 に係る
入札公告に基づく一般競争入札等については、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 令和8年1月13日(火)~
- 2 契 約 者 京都府舞鶴市字倉谷427番地
日本赤十字社舞鶴赤十字病院
院長 片山 義敬

3. 工事概要

- (1) 工事名 手術室AHU8、9、10系統修繕請負工事
- (2) 工事場所 本館2階手術機械室
- (3) 工事内容 手術機械室にあるAHU8系統、9系統、10系統のAHUモーター交換を含む修繕工事 一式
- (4) 工期(予定) 令和8年5月2日~5月5日完工必須
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

4. 競争入札参加資格

- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - エ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 競争に参加する者に必要な資格の審査に当たり、虚偽の申請をした者
 - (キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (2) ~~日本赤十字社舞鶴赤十字病院において、建設工事の~~ の
~~(削除) 競争入札参加資格の認定を受けている単体の企業であること。~~

- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受け、営業年数(削除)が継続して5年以上であること。【※一定規模以上の工事で必要な場合のみ記載すること】
- (4) 経営事項審査結果通知書(審査基準日が直近のもの)における管工事または電気工事の総合評定値が1,000点以上であること。【※総合評定値は、別紙様式1「競争入札参加資格に関する公示」添付別表3「資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲」(4)又は(5)を基準として設定すること】
- (5) 平成27年4月1日以降に完成し、引渡し済である日本国内での管工事或いは電気工事で、以下と同規模以上の元請としての施工実績を単体又は共同企業体の代表者(出資比率が10%以上)として有していること。
ア 新築・増築又は改築工事に係る部分が、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上2階建以上かつ延床面積1000㎡以上の○○建物。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
ア 一級管工事施工管理技士(又は一級電気工事施工管理技士)の資格を有する者。
イ 上記(5)の工事において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として施工した経験を有する者。
ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
エ 本件入札公告の時までに3ヵ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。
- (7) 本件一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は京都府内で行われる営繕工事の不正行為等に基づき、京都府若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、京都府及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 本工事に係る設計・監理業務の受託者である○○(設計・監理者名)と資本若しくは人事面において、次の条件で関連がある者でないこと。
ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 本公告より過去5年間で当院空調機器の設置や修繕を行ったことがある者。

5. 担当部局

所在地 : 〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷427番地
施設名 : 日本赤十字社舞鶴赤十字病院
担当者 : 事務部 財務課 調度係長 佐藤史昌
電話 : 0773-75-8109

6. 競争入札参加資格の確認等

本件競争入札の参加希望者は、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、本工事にかかる一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下併せて「資格確認申請書」という。）を提出し、契約者から競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（1）資格確認申請書の提出方法

ア 資格確認申請書に必要事項を記入後、2部（1部正本・1部写）を提出すること。

イ 提出期間：令和8年1月13日（火）～令和8年1月16日（金）
土曜、日曜及び祝日を除く 8時30分～17時00分

ウ 提出場所：上記5と同じ。

エ 提出方法：資格確認申請書の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。また、提出時には参加資格確認通知送付用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた切手を貼った長3号封筒）を併せて提出すること。

（2）添付書類及び作成方法

ア 日本赤十字社舞鶴赤十字病院の 令和6・7・8年度入札参加 の

「資格審査結果通知書」（写）

~~削除~~ イ 特定建設業の許可書（写）（営業年数5年以上が確認可能なもの）

ウ 経営事項審査結果通知書（写）（直近のもの）

エ 施工実績調書（様式不問）

（ア）上記4(5)に掲げる資格があることを的確に判断できる工事の施工実績を記載すること。

~~削除~~ イ 記載した施工実績が証明できる契約書の写し及び同工事の概要が把握できる特記仕様書・平面図等書類、又はその他施工実績を証明できる書類の写し（CORINSデータ、発注者による施工実績証明等可）を添付すること。

（ウ）記載する施工実績の件数は1件でよい。

オ 配置予定技術者調書（様式不問）

（ア）上記4(6)に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者（主任技術者又は監理技術者）の氏名、資格、工事の経験等について記載すること。記載する工事の経験の件数は1件でよい。また、配置予定の技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者について当該調書を提出することができる。

~~削除~~ イ 記載した事項について証明できる資格証明書等の写し及び工事の経験を証明できる書類の写し（CORINSデータ、発注者又は自社による工事従事証明書等可）を添付すること。

~~削除~~ ウ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、既に資格確認申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

（エ）他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づく指名停止を行うことがある。

*上記審査資料以外の参考資料は受理しない。

（3）本件競争入札参加資格の確認は、資格確認申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は 令和8年1月20日（火）までに通知する。

(4) 本件競争入札へ参加希望者で、上記4(2)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格の審査を受けることができる。資格審査申請書については日本赤十字社舞鶴赤十字病院ホームページを参照のこと。

ア 提出期間　： 令和8年1月13日（火）～令和8年1月16日（金）
土曜、日曜及び祝日を除く 8時30分～17時00分

イ 提出場所　： 上記5に同じ。

ウ 提出方法　： 資格審査申請書の提出は提出場所へ持参又は郵送すること。

エ 提出部数　： 1部

(5) その他

ア 資格確認申請書及び他の提出書類の作成説明会は行わない。

イ 資格確認申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 契約者は提出された資格確認申請書を、本件一般競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された資格確認申請書は返却しない。

オ 提出期限以降における資格確認申請書は受領しない他、差し替え及び再提出は認めない。

カ 資格確認申請書に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 本件競争参加資格がないと認められた者は、契約者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限　：

イ 提出場所　： 上記5に同じ。

ウ 提出方法　： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けな

(2) 契約行為者は、説明を求められたときは、 令和8年1月23日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 設計図書等の配付方法

本件競争入札参加資格があると確認された者であって、貸与を希望する者に対し、設計図書等（CD-ROM等）を無償にて1部配付する。配付した設計図書等（CD-ROM等）については、複写分を含め入札当日までに全て返却すること。なお、データを印刷した場合は、各社の責任において廃棄処分し、データの漏えいがないようにすること。

(1) 配布日時　： 令和8年1月13日（火）～令和7年1月19日（月）

(2) 配布場所　： 上記5に同じ。

(3) 申込方法　： 配付日時に別添「設計図書等交付申請書（様式不問）」を提出すること。

9. 現施設見学会

本件競争入札への参加資格があると確認された者に対し、次に従い現施設の見学会を実施する。なお、現施設見学会への参加は必須とする。

(1) 申込方法について

- ア 申込方法 : 別添「現施設見学会参加申請書(様式不問)」を事前に1部提出すること。
- イ 提出期間 : 令和8年1月13日(火)～令和8年1月15日(木)
土曜、日曜及び祝日を除く 8時30分～17時00分
- ウ 提出場所 : 上記5と同じ。
- エ 提出方法 : 資格確認申請書と併せて提出すること。

(2) 実施日時及び場所等について

- ア 日時 : 令和8年1月16日(金) 13時00分～17時00分
- イ 集合場所 : 舞鶴赤十字病院 管理棟2階 財務課前廊下
- ウ 担当者 : 事務部 財務課 調度係長 佐藤史昌
- エ 参加者 : 各参加者につき3名までとすること。

10. 入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 入札説明書及び設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い、質疑書により書面及び電子データ(エクセル形式)で提出すること。なお、質問がない場合でも「質問なし」と記載して提出すること。

- ア 受付期間 : 令和8年1月16日(金)～令和8年1月19日(月)
- イ 提出場所 : 上記5と同じ。
- ウ 提出方法 : 別添質疑書を用いて、下記のとおりとする。
 - (ア) 書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出することとし、電話又は口頭によるものは受け付けない。なお、書面には様式に従い、回答を受ける窓口担当者の部署、氏名、電話番号、メールアドレス等を併記すること。
 - (イ) 書面に併せて電子データ(エクセル形式)により質問事項を提出すること。なお、書面又は電子データのみの提出は認められない。
電子データ提出先:choudo8109@maizuru.h.jrc.or.jp

エ 留意事項

質問回答送付用封筒(表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた切手を貼った角2号封筒)を併せて提出すること。なお、質問回答送付用封筒の提出がない場合は、メールによる電子データ(PDF形式)のみの回答とする。

(2) 上記10(1)の質問に対しては、下記により回答する。

- ア 回答期日 : 令和8年1月22日(木) 13時30分から
- イ 場所 : 〒624-0906
京都府舞鶴市字倉谷427番地
舞鶴赤十字病院 東館1階会議室

I 1. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 : 令和8年1月27日(火)午前9時30分~

(2) 場所 : 〒 624-0906

京都府舞鶴市字倉谷427番地

舞鶴赤十字病院 本館2階 会議室1

(3) その他

ア 入札場所への入場にあたっては、本件一般競争入札参加資格確認通知の写しを提示すること。

イ 入札場所への入場は1者につき2名以内とする。

ウ 設計図書等(CD-ROM等)については、入札当日までに複写分も全て返却すること。

(ア) 入札場所又は上記5の場所に持参すること。

(イ) 持参しない場合は上記5の場所あて送付すること。

ただし、物理的配布とならなかった場合はこの限りではない。

I 2. 入札方法等

(1) 入札参加者は入札書をもって入札することとし、入札書(様式10)は持参すること。郵送等による入札は認めない。なお、代理人が出席して入札する場合は、代表者からの委任状を入札時に提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

【最低制限価格を設定する場合】

~~(3) 入札に際しては、予定価格を設定する。~~

【最低制限価格を設定しない場合】

(3) 入札に際しては、予定価格及び最低制限価格を設定する。

(4) 第1回目の入札が不調となった場合、ただちに再度入札に移行する。

(5) 入札執行回数は、3回を限度とする。

I 3. 工事費内訳書の提示

(1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。第1回目の入札が不調となったことにより第2回目、第3回目を実施する場合、第2回目、第3回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出は不要であること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額、材料等を明らかにすること。なお、工事項目は添付資料1記載の項目とし、各項目に内訳明細を付けて作成すること。

(3) 提出書面には、作成年月日、工事名、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

- (4) 工事費内訳書は契約者(担当部局、設計業務等の受託者等含)により内容を確認の後返却する。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。ただし、工事費内訳書の提出がない場合には、入札を無効とする。
- (6) 工事費内訳書の記載事項について契約者(担当部局、設計業務等の受託者等含)は説明を求めることがある。入札参加者は、説明を求められた場合、その要求を尊重し、対応しなければならない。

| 14. 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

| 15. 入札保証金及び契約履行保証

- (1) 入札保証金 : 免除とする。
- (2) 契約履行保証 : 免除とする。

| 16. 入札の無効

本件入札の公告の日から、落札者の決定の時までの間に、照会窓口以外の日本赤十字社役員・職員に対し、本件に関する接触を求めた者の入札、入札公告及び本入札説明書に示した一般競争入札に参加することができない者の入札又は競争入札参加資格のない者の入札、資格確認申請書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約者により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは、競争入札参加資格のない者に該当する。

| 17. 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合、入札の延期、中止、取消しをすることがある。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われないおそれ又は行われなかつたおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

| 18. 落札者の決定方法

【最低制限価格を設定しない場合】

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないとそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく、不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った他の者のうち、最低の提示をもって入札した者を落札者とすることがある。

| 19. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、落札者は、上記6(2)オの資料に記載した配置予定の技術者を本件工事の現場に配置すること。落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合以外は、資格確認申請書等の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の技術力を有する者を配置し、速やかに資格確認申請書等の差し替えを行うこと。

20. 手続における交渉の有無 無。

21. 契約書作成の要否等

別添「工事請負契約書案」により、契約書を作成するものとする。

22. 支払条件

- (1) 前払い : 無。
- (2) 中間払い : 無。
- (3) 精算払い : 竣工引渡し後、請負代金の残額を、請求書の受領日から起算して60日以内に支払

23. 火災保険付保の要否 要。

24. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

25. 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。

26. その他

- (1) 入札参加者は、入札公告、本入札説明書、入札心得、工事請負契約書案及び設計図書等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 本件競争入札参加資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動によって契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。
- (3) 資格確認申請書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした場合においては、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 入札参加者への各種通知先は、一般競争入札参加資格確認申請書に記載の「担当者連絡先」とする。
- (5) 本件一般競争入札にかかる入札公告、本入札説明書、入札心得及び工事請負契約書案は相互補完的に解釈されるものとする。なお、解釈にあたり曖昧さ又は矛盾が見られる場合は、上述の順序による優先順序に従い解釈されるものとする。
- (6) 本入札説明書、入札心得、工事請負契約書案及び設計図書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。